

議案第 5 8 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 2 6 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表10の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、「改修する」を「増築等を含む工事を行う」に改め、同表11の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「工事を行う」を「増築等を含む工事等を行う」に、「改修する」を「増築等を含む工事等を行う」に改め、同表に次のように加える。

12 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物を段階的に用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
13 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	120,000円

別表第7中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。